

米沢古文書研究会双書

荏戸政以 じげん

解説

通言

高橋育子

高橋敬一

はじめに

通言は、莅戸政以（莅戸善政の子）が世子の上杉斉定（十一代藩主）の教育のために、文化七年九月、米沢藩の財政難とその克服の概略を記したもので、斉定の御傅役の近藤五郎左衛門宛となっている。斉定は、天明八年九月四日、畠山勝熙（かつひろ）の子として出生し、鷹山の子顕孝が亡くなった後に上杉治広の世子となった。畠山勝熙は、上杉重定の長男であるが、四十二の二つ子とすることで藩主になれず、畠山姓を名乗った。斉定は、幼少から鷹山に訓導されていた。

通言の内容は、鷹山以前の藩財政の窮迫状況を江戸藩邸の具体的な出来事などをまじえて分かりやすく解き明かし、斉定に教え諭すものとなっており、私たちにとっても米沢藩の困窮を知ることができる資料である。

この解読は、米沢図書館サポーターの活動の一環として、米沢古文書研究会の高橋敬一と高橋育子の二人が行った。通言の原文は、米沢図書館デジタルライブラリーで閲覧できる。

内容

〔前書〕	4
〔国政のありかた〕	7
〔民を富ます〕	8
〔窮乏の原因〕	10
〔半知借り上げ〕	12
〔特異の重い家格扱い〕	13
〔借金を始め〕	15
〔宝暦二年奉行所への申出〕	17
〔東叡山手伝い〕	19
〔宝暦五年飢饉〕	20
〔宝暦八年参勤〕	21
〔御蔵の預札〕	21

〔江戸屋敷の困窮〕	22
〔宝暦の難渋・あてがい無し〕	23
〔尾張藩使者の来米に橋普請できず〕	24
〔宝暦一二年参勤供の者あてがい渡らず〕	25
〔藩への借金取立〕	26
〔宝暦の窮迫と森平右衛門〕	27
〔明和四年鷹山〕	29
〔明和八年細井平洲招く〕	31
〔鷹山隠居・天明七年秋月長門守看病〕	31
〔明和・天明の災厄〕	32
〔天明五年江戸・米沢の窮迫〕	33
〔天明六年金主へ詫び〕	36
〔天明七年金主に永年賦願いなど〕	36

「天明八年江戸の窮迫」……………	38
「寛政三年の改革」……………	40
「現在の安泰平穩に甘んじまじき」……………	44
「鷹山が斉定の教育をしたこと」……………	47

通言解説

〔前書〕

政は治国安民に止り、其道布て在方策と申せは、学道の君子ハ素より此治道に練習する處にて候、然れ共道に盛衰あり、政に汚隆ありて世々の国々治安危亡の軌轍同じからず、君子の政に従ふやその学び習ふ處の道を行ひ、彼安軌を踏、危轍を鑑み候ハ、いつの世いつれの国とても治安ならさるハあるまじく候、然りといへとも時運に移易あり、国俗に

変換ありて其時二より俗に応じ機勢の先後緩急同じからずと相見候、されば孔夫子へ政を問し人多かりしに、その対たまふ旨同じからず、是皆其時俗により先んし急にすべきの勢を語りたまひしと相見へ候、然らハ彼政述に練習するも亦此時俗に通達せざれハ政の斉しく行れぬ事か有物也と承り候、恐ながら

(p3)

世子（俊徳院様）の御事ハ御幼齡に被為 在候より大殿様（元徳院）御膝下御教育に被遊御成立、今東都白銀邸中に於てハ当世の儒宗精里先生を始め薦紳師儒の薰陶に被遊御親灸、歲月日夜御学業の御怠慢不被為 在、是則御政道を学び習せらるるの御為に候処、今般 御国政御見習のため御下国の様に被成進候御事はまた何事をいつれの御見習の御為とと相考候に、今日御国政の千緒万機を被遊 御聴断の御事か、若くハ朝儀の典故礼制を習ハせらるるの御為かと存候に、周公の聖も文王に事つられ候日には行無専制事無由己と有之、また子産か製錦の譬も相見候、

然者今日 儲君の御身からに被為 在候て君位に当らせられ御国政を御専断あそハし御国

民に君臨せらるへきにも非ず、然らハ後年御治政の御為に今日の御国体に於る風土時勢より国俗民情に至るまで御習熟被為在候様にとの御事なるへく候、凡事物の躰をなし候ハ、皆其本根の有之ものにて朝に根を生じ夕に躰を成候にハ至らず、歲月の漸を以漸々一体を成にて候、其如く此国体も一朝夕にして安危の体を成にハ無御座候、

記に曰、安者非一日而安也、危者非一日而危也、皆以積漸然不可不察也と有之候、

然者今日国体の危を見れば其危をなすの本根と漸積とを尋て疾其根を断せされハ再安を得られず、今日国体の安を成す時にハ又其安本根と漸積とを尋ねて益其本を固ふせされは又危にも至るへく候、若今日目前の国体のミを本とし一旦の了簡を

(p4)

以施し行へハ先後の機を失ひ、緩急の勢を違候事か有へく候、

抑御家は昔北陸数州御領分之時ハ幾百万石の高も限らぬ程の御大家の処、漸々の腴削に今日の御高に被為成候より、距爾今百五十年の間、其変換する処の事跡を以、今日の御国体二

考合候へハ、今斯のことく躰成するの漸積も概略相分り候へハ、其荒増の考を拙き筆に顯
ハし奉備 聰聰候、

国家社稷の大儀におけるいつれ高遠見識も可有御座なから、浅学拙臣如き其所見の卑く所
識の邇ふして徒に奉瀆聰明而已にハ候へとも、行遠必邇登高必自卑にて此近より始、卑よ
り企かの高遠にも至るへきやと此邇言一篇を綴り奉獻候

「国政のありかた」

抑国政は人道倫理にして、五教を明にし、孝悌忠信の四教を励し、礼儀廉恥の四維をはり、
富国安民の経済を行ひ候事政勢の大体とも可申候、其大体における何れを先後緩急すへき
にあらず、今日施設する所の千緒万機皆此大体を失ふまじきハ勿論に候へとも、孔夫子衛
に適きたまふ時に庶哉と歎せられしに、冉有既庶矣又何加焉と申され候へハ富之と宣ひ、
既富矣又何加焉と問れしに教之と語りたまひ、又哀公の政を問れしに、政之急者莫大於使
民富且寿也と答へたまひ候、

書の洪範に八政の次第を叙せられしにも、食を第一、貨を第二と叙せられ候、然れば此政

述の先んし急とすへきハ、民を富し食貨を足らしむるの勢なるかと相見へ候、偕其急にすへきハ何の故そと相察し候に、記に凡民為

(p5)

姦邪窃盜非法妄行者生於不足と有之、孔夫子ハ飢寒切干身而不為非法者寡と宣ひ、管子は倉廩盈而知礼節衣食足而知榮辱と申置候、

惣じて下民淺ましき、此衣食貨財の不足に困迫いたし候より彼孝悌忠信の道に背き、礼儀廉恥の教に違ひ、其極姦邪窃盜の刑戮にも陥り候、しかれば民貧困なる時二ハ、縦ひ教令を慎み、法禁を嚴にし、戸毎に誠め人々に諭し候とも、令行禁止て刑措の治安にハ至らぬものと相見へ候、

「民を富ます」

扱其民を富さんとするに、元來国貨の乏き時は逆も民財の足るへき様ハ無御座候、偕其国貨を富の經濟ハ多述也と申せとも、農桑を興して民の衣食を足らしめ、百工を来して民の器用を利し奇巧浮靡を誡め、儉約素朴を示し、四業各勉力を勧め、遊惰を懲し、生計を安

からしむへきに止り候、大抵此經濟の行れ候ハ、國貨富民財足へく候、

尤今専ら此御經濟御取行御座候得者、既に御國貨ハ富るや否やと相察候に、いまた富足とハ申難かるへく候、夫をいかにと申に、先以國都市朝は國貨流れ溱る処なれハ市朝の賑を見て其國の貧富も可知にて候、然るに老人共の嘯に、物覺しより町家の巨商豪家と呼る者の減たりを見れば必御國の金錢ハ減たりやと語り候

此の老人の談を聞候より、拙臣か物覺し四十年來を考候に、大町に三寺島、吉井、桐町に兩五十嵐を始、古き株の富商十五六人有之候へしか、今は皆貧乏したると相見へ候、尤新しき株の者も五六人出候なり 此新株の

(p6)

者を古株のものに比し候へハ十か一の株にも及び候ハぬよし、御國にて尤賑ふ兩町さへ斯のことく衰候へハ、他の諸町ハ推して可知候、

尤近年郷村は富饒に成たりと評判いたし候、実ハ郷村へ御手当を尽され候へハ、小戸細民ハ立直り候と相見へ候、

しかし昔より諸郷驛場にも数代古き株の富商あり西郷に小松の金子、北条郷二宮内の羽田、下長井に荒砥の大貫、小出に川崎など申す富商とも有之候得しか、其内、今ハ大貫計り元のことく栄へ居候、金子ハ禿れ有か無かの躰に相成候、羽田、川崎も衰果、借金の大繰合二今日いづれ株を持居と云ふ程なるよし承り候、斯御国中大株の金持の減たるハ御国の金銭の減たる証とも可申候

「窮乏の原因」

俸其御国貨の乏く成たるハ何れの訳と相察候に、先以、治平の末弊ハ国俗民風奢靡を競ひ懶惰に流れ、天下皆国貨の乏に困迫いたし候由、是時運のしからしむるにも可有之候、又御国の事ハおそらく八百年来 上の御勝手向御逼迫の為に、漸々御国貨か他の貨となりたる故にも御座候はんか、夫をいかにと申に、於御家、御歳元の御差支二而御借財の始り候は、元禄十一年と相見え候、御領内豪富の者六人へ弍千両御用金被 仰付、是より年々歳々借て償ひ、償て借の繰合となり、百年の後今に至る迄、古借唱ひ候御通債凡二十万金相残居候、

此百年來の御借金へ、所謂子に子を息する鼠算の利足を積候へハ、幾百万か難計程の数にて候、此若干の利足を三都を始諸国の諸金主へ揮へ

(p7)

棄られたりなれば、漸々御国の金銭他へ遷りて、今斯の如く乏くなりたると相見へ候、国の守の御蔵元の虚しければ、おのつから御国貨も乏くなり行、御国貨乏しければ、おのつから御蔵元も虚く成行へき也、是互に相待、可然の理に御座候、

然は、幾年も幾年も此御借財の為に見す見すあたら御国貨の他江遷るを夫迄に致し置候ハ、弥御国貨ハ乏く成行候共、いつ富足すへきの期も見へぬ事ニ御座候、偕又斯のことく百年來の御難渋の根本ハと申に、先以、御国家の全体における当然の理かと相見へ候、それをいかにと申に、今此御小高に被為成候得とも、昔御大家の御格好のミ残

むかし越州御領国の時は幾百万石の高も定らす、会津へ御遷の時百弍拾万石に定り候は実ハ御高の減たるよし、夫より米沢へ御遷の後屢腴削せられ、今の御封境ハ寛永十五年の新御竿なれハ、いささか延地もなく、長を断、短を補ひ方十五里位其内十か七

八八山沢不用の地也、尤公儀への御届高八拾七万八千八百拾八石余に御座候へ共、其内、享保元年に御書上之新田壹万千石余は、同四年新に御末家を立られ候付、其分地の為に予め御届置なれハ、実は百石の新田も無之、其外寛永十五年以来の荒地、川欠等一万五千石余の欠ありて、其実十五万二千石余の御取箇に御座候

先以、御家中諸士の濟々衆多なる、他の大藩三四十万石にも陪し候程成よし、是我誇る処他の羨ところの御宝に御座候処、扱其御知行・俸禄の夥多なるか為に、其残高の御蔵納と相成御取箇米銀は、僅か二万石にも足らず、

(p8)

知行地方二而宛行ハるる所は八万三千三百三十三石余、御蔵出知行二千六百七十八石余、御扶持御切米を知行に直し四万七千五百三十五石余に候得は、御家中知行御扶持の高惣計十三万三千石余と相成候

〔半知借り上げ〕

迎も御歳計御統道は不相互候故、知行御扶持之内二ツ四歩米銀御借上にて、五万石余之米

銀御藏納に相成候

知行七十石以上ハ知行高の半分御借上也、六十八石以上の小知より御扶持之分ハ其高の少に随ひ御借上も少く、尤壺人扶持よりハ御借上無之に付、其稍少の段式八段有之因而御家中知行御扶持の惣高を半分御借上の割合には無之候、惣高十三万三千石余の内三万九千二十石余之御借上高に御座候、此高へ前頭之残高一万石余を合し候得は五万石余の御藏納に相成候

「特異の重い家格扱い」

其外御郡中諸役諸運上の御藏納を合し御統道をハ取量候処、赫々たる御家柄なれば他の大藩列侯にも稀なる特異の重き御家格も有之

営中向御家格の重きハ 殿上御元服を始、御参勤、御暇の双上使、御帰国御礼使者、自分之御目見等ハ他の大藩御大家にも稀なる御格其外金紋御箱の欠候までにて御打物虎の皮鞍覆、御乗物打揚網代腰黒の御供槍等都て御国家大諸侯にて御美目に唱へらるるの御ヶ条何一つ御欠無之、其外御一家に限り候ハ朱柄の御傘御無官にての白無垢御

着用年始御名代御使者布衣着用端午重陽歳暮三季御時服代にて御献上其外御參勤御帰
国年始八朔

(p9)

三季御時服之外時御献上度数十五万石以上二三十万石の御家にて多く八年中五七度に
不過、三十五万石にて七八度、仙台熊本筑前の三侯八五六十万石の高にて年中十四
五度のよし、御家におゐてハ御馬御献上共二八十四度の御献上に御座候

彼も是も御高に応せざる御恰好のミに候へハ、本より御勝手向の御難渋ハ当然の事二御座
候、然るに寛文四年此御小高に被為成の後に却て何彼御恰好の大きく相成候事と相見へ候

延保五年より御本丸御経営、同六年新に御書院御造営、其外処々へ御遊覧所等御造営、
諸寺院江御寄附物等相附益都而御規式事等御大造に相成申候

斯御小高に被為成候時にハ彼御恰好をも御変革可有之処に、却て大きく相成候得は是非に御
続道の取量は出兼候儀に御座候、然るに老人共の昔を慕ふのむかし噺に、御代之よき時は

御内福にて御金蔵に御囲金の数箱を以梁を撐へ歩銀蔵ハ納り錢を積重ねむくりか折たりし
なとこのましき云伝も御座候処、実に寛文延宝の頃迄ハ数箱の御囲金有之しハ無相違相見
へ候

御金蔵の古き帳面の内に正保二年御囲金一の改帳御座候処その改高金玉銀延金砂金
等一箱へ七八貫目宛入候か九十四箱有之候、此数箱の金銀の目合を今の歩金に直し候
へハ乃至十四五万兩と相成候よし、其外 御堂の御長持之内にも竿金竿銀等数本の御
備

(p10)

有之たるよし是は幾万か不可計此歩銀蔵と申ハ昔在郷より軒銀を納たる御蔵に候蔵に
候処幾年も幾年も納りたる金銭を出し払ふ事の無之年々積重ね積重ね置候故、其重り
にてむくりか折たると申伝に御座候

「借金を始め」

斯乃ことく実に御内福の御時代に候へは、たとへ御高ハ減たりとも彼御囲金銭の御有余を

以て御不足をたし取量候へハ、何れ数年の御統道ハ取量の出候事と相見へ候後、元禄十一年に至り許多の御囲金も払ひ尽候か此歳より御借財の御繰合相始り

御半領より三十四年目也、是 御家に於て御借金の始と相見候

後享保十年に至り 御借金の始より二十六年目なり、最早自他御借金の為にはたと御窮迫と相見へ候

三都江勘定頭為御登数万の利金を元金に直し年賦済の御頼有之
夫より七年を過同十八年に至り始て御家中及郷村江御借上被仰出

御家中江式ツ四歩、郷村へ四十八石以上江百目宛出銀被仰付、是御借上のはじめ也
是を始にて元文より宝暦の始迄二十年の間ハ稀々御借上二て

元文三年には一ツ一步、外二百石江五俵懸り米、延享元年に七十石以上へ百石六俵ツ
、同二年二九俵ツ、寛延三年二式ツ四歩御借上有之候

宝暦五年より二ツ四歩御借上、今年迄七十八年来連綿御借上二御座候

宝暦十二年にハ半知之上百石以上へ残知之内廿石御借上増被 仰付、尤安永の後稀々

銀方計ハ御返し被成下候得共米方ハ連綿御借上御座候

斯元禄より百余年来の御難渋に御家中ハ御借上、町在ハ御用金

(p11)

自他諸金主より御借財を以御取統之内、宝曆之頃最上御窮迫之御時節と相見へ候

〔宝曆二年奉行所への申出〕

宝曆二年御金蔵日帳之内に御勝手向役筋存寄書付を以奉行所江申出候趣、

今日之御統道手配も尽、日々の人足日料錢たにも可相渡様無之体之处、自他諸金主へ

ハ一切御無算用ゆへ一金の御借受も弁せず、何とも了簡に余り候云々、此上ハ御家中

諸士軽重之無差別惣御扶持に被 仰付之外無御座候趣申出、又翌三年にも同断最早御

家御御大切之際の云々書付差出候所、奉行中何方にても取上無之段、日帳の但書に留

置候左之如し

但右之御書付へ御北へ差出候所、当用ハ南量に候、当時差懸御用弁兼候申立二付、

南へ差出候様被仰渡、無扨、南へ持参差出候へハ、御当用御差支計に無之、一円

御逼迫の事申立候へハ手元にてても請取かたく被御申聞二付、無是非三通を同文談
二相認三月十四日御会所へ御出勤之処江持参、御三殿へ差上候処、追て我々に於
ても何と差図可申□工面無之由の御達有之

此通記置候、扱此時之三奉行誰々と詮議いたし候処、色部長門・安田若狭・清野内膳
と相見候、左候得は北と唱候は色部、南は清野に可有御座候、斯る御大切之云々役筋
挙て書付を以奉行所へ差出候を、聊の筋を辞にし何方にても不取上可濟事にも無之事
なから、諸役筋之了簡に余り候事、奉行中とても同様故取上さる事と相見へ候

○同年御家中江被 仰付之御書付

覚

(p12)

今度差懸御用金有之、前広、上方江申遣候処、一向調達無之段申来候所、御下りハ差
懸外口々無御抛要用差支候付、御家中内証相成候者へ利付之御借上被 仰付候間、御
忠信道を存し頭々遂吟味随分出精、金高調達候様情遣可有之候、御返済之儀左之通

一金百兩御借上仕候は御返済之儀当秋中一同にハ不相成候付、年賦御返済被成下候、
勿論此度之義は決て御相違無之儀候云々

右被 仰出之趣御金藏日帳に留置候、扱被 仰出は則 上意之処此度之儀ハ決て御不信之
無之云々とあるハ、是迄幾度か御相違有之たる末此度ハ御不信の無之云々、いつれ御借上
金の多き様にと斯る御辞令なるへし、まことに御窮迫之至可知事に御座候

「東叡山手伝い」

○同年十二月東叡山御手伝御普請被蒙 仰、御当用数十金御弁達も無之時にして、数万金
の御大役御滞のなかりしハ如何の訳と相察候に、此御時節は夥敷御借金にて一ヶ年に自他
諸金主への御返済金数万兩の処、此御手伝御普請被為蒙 台命候、私ならぬ御国役に候へ
ハ諸金主への御返済金を御断有之候得は、是か則御借受金と相成、数万の御窶と成、其上
御郡中諸寺院修験盲目を除き、四民より一ヶ月に壹人拾五文ツ、人足御手伝出錢被仰付、
外に御家中町在へ七千兩余の御用金被 仰付候へハ、御普請の外二御延金も出兩三年ハ御
借金の苦を免れ、却て御繰合の易かりしと相見へ候処、年延之期も明候得は、弥御窮迫に

至らせられ、其後八年々御郡中江人別月懸錢被 仰付候と相見へ候

(p13)

〔宝曆五年飢饉〕

宝曆四年御金藏日帳に御家中へ御扶持米可相渡様無之、餓死二及ぶ体、決而騒動の発り可申候得とも御買米の手配も出かたく御大切之云々、役筋挙て申出候段相見へ候、しかるに其翌五年折悪敷凶作にて、九月十日、南原の軽き奉公人大勢徒党を企て李山・関両村の百姓を駆り集め五・六百人にて馬喰町酒屋勘兵衛を始、数軒へ鯨波の声を揚押込狼藉す、此騒動に付御払米有之候所、御蔵にも御米か無之、僅か三十俵御払米有之処、同十三日諸奉公人四五百人徒党し此御払米の直段高直なりと御蔵にて悪口雑言し、夫方糶町の富家の者共へ押込、米金を奪掠し、町奉行安江五郎左衛門御使番三本與左衛門差向られ御取鎮有之、其後徒党の魁首諸士四人、李山繰返ヶ原二而磔或ハ斬罪に御執行、其外改易・閉門等軽重御叱り有之、百姓共ハ過料銀御取上有之候、前年役筋存寄書之内決て騒動之発るへき云々申出候所、案のことくに御座候へし

「宝曆八年参勤」

宝曆八年、御金蔵日帳に御発駕御入料御差支二付、御勘定頭次役九人寄合にて金子四両壹歩差上候処、御賞として御吸物御酒被成下云々留あり、惣して此時節ハ組組列列寄合にて志金を差上候もあり又諸士町人の富有の者金子を差上候へハ、其金数の多少に応じ軽重の御賞有之、諸士は組替知行直等被 仰付、町人ハ士列江御取立有之、所謂、銅臭といふ歴々も数多御座候へし、同年御参勤可被遊様無之、上之御撰に不及、望之者無擬にて御供可致と被 仰出、内証の相成者ハ申出、自分入料

(p14)

にて御供登いたし候へし

「御蔵の預札」

御蔵の預札と申もの、今の直段ハ米相場の直よりハ一・二百文も貴く売買いたすものゝ処、宝曆の頃は御取箇の御蔵米御扶持人江御渡之分も、今日、差当る御差支二付、御払米二相成又ハ先納に御借上又ハ御借金江御差向二相成候へハ、御家中御扶持人江之御渡米無之故、

此預札ハ実なしの紙札なれば其直段下直し、縦へハ米壹俵の相場壹貫なれハ、預札は十ヶ一の百文位の売買ニ相成候故、小扶持之者八九俵ならていたたかぬ者ハ壹ヶ年の御給恩纒か壹貫文にも満ぬ事ニ而ありし由、今の預札ハ正米の直段よりも貴きものなるに、却て十ヶ一の卑き直段ハ今の考ニ余りしき違ひなから、其御時節ハ預札米と御蔵米の俵数と数の取調もなく、先々今日の繰合の為に夥敷札を切たし候故、御蔵米数、かの札数より不足にて実なしの札なれば左も可有之事ニ御座候

「江戸屋敷の困窮」

江戸御屋舗にても御扶持米御渡無之、渡下りの預手形を渡し置、終正米の渡らねハ無抛、面々自分買米にて勤候へハ、此御時節ニ江戸詰いたしたる家々にハ、今に此御渡下りの手形持侍有之者多く御座候、尤米に限らず諸御渡物無之、当（広居） 函書か祖父（広居） 左京五ヶ年江戸御家老在番に御扶持代の御渡下り二百四十二両余、其外紙類の御渡し下り二十九両余、惣計二百七十二両余、錢壹貫三十文御渡し下りの手形に今相残居候、斯諸向へ相定る御擬の御渡無之、却て御登城さへ可被遊様無之、御大法向之欠候事共にて、御家老

を始、御近習之面々衣類等質入にし、御間を合候事度々有之、後にハ御手明

(p15)

等まで五十文ツ、の志錢を差上候事なと有之たる由、又諸番所江之炭油さへ御渡し無之、
当番之者順繰に面々持出て相勤候よし

「宝曆の難渋・あてがい無し」

宝曆の頃は侍組之内御小姓頭・奥御取次など可被 仰付人柄御撰にて、御中之間詰被 仰
付、為御見習之処、下條牧太此御中之間詰にて宝曆十二年に明年江戸御供登被 仰付候へ
とも、御擬一金も不相渡、無是非自分ニ支度を調たりしか、翌年御発駕に迫り、五六日前
御供登御免被 仰付、其時の残念に今忘れかたし、畢竟御擬可被成下様無之故の事ニ而有
しと咄シ候へし

同年尾州中納言様御逝去ニ付、大石源右衛門江御国使者被 仰付候処、先ツ江戸迄之路銀
計御渡にて、余ハ江戸にて相渡候間、先ツ先ツ取急ぎ可致出立と被 仰付、江戸着府之翌
日御中之間へ出候処、江戸御家老広居左京一通りの挨拶畢て、尤為御登金を渡され持参候

半と問へは、否不相渡と答ふ、左京是ハ是ハと髀を打て当惑之体、因而、源右衛門申に、私江の御擬金さへ御渡無之江戸にて渡り候との達しにて、御国にてハ渡らすと申候へハ、猶々当惑の躰、夫より江戸役筋之評判に、是迄江戸にて御擬の渡り候例無之、源右衛門を欺て登せ候と見へたり、扱江戸にてハ一金の御借受も出かね候儀、如何如何と評判を尽し候詰り、御国使者某江戸迄登候得共、病氣になり候間、無是非相下候由を以尾州様江被 仰訳之外無之との決評之処、詰合の勘定頭駒形茂右衛門役儀柄切角せしめ、自分腰物を質入とし金子を借出し、衣服も駒形か呉服屋より借りて、尾州までの御使者ハいつれ相務候得共、帰途品川にて路銀纒に四五百文ならて残らず、危き事にて

(p16)

御座候へし由

「尾張藩使者の来米に橋普請できず」

同年、尾州より御挨拶御使者として羽鳥伊右衛門と云者御国江参着し、登城の日、外張より御城内番所番所など御取飾りにて、侍組も式拾人当番被 仰付たる程の御飾の処、御本

丸大橋年来朽腐り甚危く又見くるしき躰なるを、諸役筋氣の毒に存し、作事方の量にて橋の辺江作事屋の材木を積、仮に普請小屋を建、此節専ら此橋普しんの躰に取飾りたりし由、又此御使者御取扱の御入料たに一日一日の取配にて、明日の為に前夜勘定頭中種々評判し、三四人手分ケして町家の余計ある者共六七ヶ所江行、金を借り出し候ものハ能働と手柄になりたる程にてありしよし

「宝曆一二年參勤供の者あてがい渡らず」

当 大殿様世子にて被為 在候節、宝曆十二年正月五日、香坂帶刀御傳役被 仰付、近々出立之様達しの処、御擬わたらす、偕此御時節は御擬を今日御渡なれハ、直に明日にも可致出立と被 仰付事故、間柄の森平右衛門へ尔々口説候へは、此時平右衛門恩顧之町人小林彦六と云者御取立にて代官を勤め有しか、此者己の御元錢と申を取量候二付、平右衛門より一声して此御元錢を二十七兩拝借し、支度を調たりしか、早春近々出立候様被仰付たれ共、八月に至る迄御擬の御渡無之処、同月中奉行芋川宅へ御用二付被招候処、御擬可被下様無之、最早八月に至候間、知行の新納を急に取立、近々出立致候様二との被 仰付之

処、兼而内証難渋に付御元錢を借受支度を調候処、今更御渡方無之候ては可致返納様無之
(p17)

に付、出立致兼候段答候得は、無余儀事二候へとも 上にて無御余儀御差支二而、斯被
仰出候儀、是非登候て不叶義又為御登無之ても不相叶と即席之御請を強て達され候へとも
猶了簡可仕と答、退き候へとも終無已事自分繰合にて出立之方に届出、且御役成砌道中供
勢を窺候処、駕籠料御渡し武具櫃為持候様御済口之処、出立之際に至り、駕こ料と武具櫃
物も御渡可被成下様無之二付、可致乗懸具足ハ荷物へ作り込可申との達しにてやうやう登
候所、此年御越年可被成様無之二付、江戸詰合の者金錢を御借し上不相成者ハ腰物にても
衣類にても御借上可然と被仰出、何とも迷惑之儀と留守宅へ申遣し候と兼て今の右仲か噺
二付承り居候

「藩への借金取立」

三都を始め他邦の諸金主ハ御返済之不埒なるを 公儀町奉行所へ出訴いたし、同所詰合の
勘定方(頭)役筋を呼出され、御糺有之上、御評定所にて切金の御戴評被 仰渡あり、或

は盲目を雇ひ御屋鋪江催促に遣し、御内玄関へ来り何日迄も御返済無之内ハ此処を不退と
昼寝なし、或ハ坊主か来りて鉦を打たる事も有之、誠に御外間の欠たる事共にて有し由
宝曆十二年御儉約之儀 御前評議被 仰付、御書院 出御 駿河守様・式部様、御陪
席奉行中、侍頭、御小姓頭、大目付、宰配頭、御中之間年寄被 召出、御評議有之処、
極々の御難渋二而各斯と了簡も無之、先々当時御続道の為に御家中江半知之上百石以
上残知之内二十石の増御借上被 仰出候よし

(p18)

〔宝曆の窮迫と森平右衛門〕

此宝曆の頃ハ斯の如き御窮迫の為に、御家国も御大事と可申程の御時節に御座候ハ、元禄
の頃迄 御数代様六十年来の自他御借財の豊り、此宝曆に至り尤御窮迫の時に 御代の当
らせられたるハ時の御無運とも可申敷、又此御勝手向御経済等の委曲ハ、上君公の可被為
聴事にも無御座、下執政始め諸有司の出納に御任し置るるものに御座候処、時の出頭森平
右衛門政を恣にし権を握り奢美僭踰極さる処なく、私欲姦臆為さる所なく、おのつから御

政体を汚シ君徳をも損し候段に至り、一國の怨憤此一人に歸し候へは、宝曆十三年其積悪重罪を鳴らし大刑に御取行有之

聚斂の取量、四民より過役の金錢を取掠め、剩人別錢を私し奢侈栄花を極め一國の惡ミ一人に歸し、御家國も衰弊の段に至り候へは、君威の赫怒此賊臣顛戮の命を蒙り二月七日の夜、人しらす密に下着し、翌八日の夜、二之丸御用座鋪と唱候奉行中始諸有司出勤の役局へ美作始某々役筋詰居、奉行某より平右衛門江急御用談にて大儀なから出勤之様常の御用談の振りに申遣候処、夜中何事そ若輩之面々何の判断も出ましと駕籠を命じ出勤 する処、先以美作か列座に驚き、思ひもよらぬ尔々罪状を以刑せらるるの 上意を達し候得は、渠 命を拒ミ罪に伏さつ、起て遁んとするを打果し、誠に卑怯至極の体にて有し由、此夜の事ハ深く密せられ候事故、未詳事共に御座候、即夜、家内并家来共男子ハ

(p19)

郡割所揚屋江入、婦女子ハ一類心添番被 仰付、其後三月四日、家内御戴許有之、嫡

子平太八幼少故一類宅圉入、婦女子ハ一類御預ケ、家宅江は町奉行御使番差向、家財を没収す、作事屋方ハ大工人足引連斧鑿を以門扉を打毀、其音夥しく近町耳を驚したるよし、斯る顕戮に御取行ハ渠可積悪四民の積怨を慰し民心を安んし候為の御執行と相見へ候

夫より御政体を革られ候へハ、革命の期運至れりと四民安堵す、是御国家中興の基と相成候事に御座候

主水町赤湯御殿を御置有之、御左右之役御人省、無給の者は御休め、町家江廿年来の新役銀之免せらるるの類、諸政御革政被 仰出、此時竹俣美作か忠謀義節流石に大臣の器度社稷の臣とも可申、随而時之有志の士某々等與つて有力面々も御座候へし

〔明和四年鷹山〕

後明和四年当

大殿様被遊 御襲封、此御政体の挙り尽しハ其本彼御經濟の立さるか為也と被遊 御奮激候より、同年質素節儉の命令を下され弗躬弗親庶民不信との 君慮を以民に先んし儉を守

らせられ候ハ王侯尊貴の御躬柄に於る誠に無勿体御事に候処

九月十八日於江戸表詰合の諸役御前江被 召出、御大家の古を慕ふ人情今我相応とおもひ候か則奢にて、質素律儀の風を失ひ候の御歎しく被 思召の御云々より斯迄衰たる御家の立へきの御見切

(p20)

不被為在、其役筋へ御尋之処何も見切ハ無之由申出候、尔シ居なから亡るを待よりハ君臣心力の尽るまで可成程の大儉約を御執行候ハ、若も立行るる事もやと屹と思召立れ候御云々、上下心を一にし力を尽し可申、尤御身廻りを始め諸事可被遊御省略間、心付無遠慮申上候様御云々 上意被 仰出、則御書付を下さる、於御国は十二月十一日大殿様・東岳院様也御本丸江被為入、表御座之間御書院へ出御御内外重役被 召出御意なれば 弾正殿存奇、尤之事二候間何レも屹と可相心得と被 仰出、畢而量の奉行御書付銘々相渡且宝曆の始迄ハ御膳料御召料千五百両之処、同十二年の御節儉二千両二相成候かと相見へ候、然るに此時二百九両に減せられ御膳ハ一汁一菜、御衣服は

木綿を被為 召、其外諸事御省略先以御身廻りの御供用を省かれ候は、畢竟四民のた
め難有可奉拝戴候処、旧俗の染漬此儉素の御政体を窮屈に存候より心服せず、甚しき
は野卑なる様に心得て誹謗する者も有之たるよし

〔明和八年細井平洲招く〕

漸々御政教の浸潤に奢侈の風俗も革り、質素に趣きて孝悌百行文武諸芸を振ひ興され

明和八年細井先生を江戸方御招き下シ、追廻馬場御殿を松桜館と称し先生住居所御修
理ありて、御家中学生共従学被 仰付、安永四年、二之丸御長屋之内兵術稽古所御修
理あり是武芸所の始に御座候、翌五年今の興讓館学校御再興有之候

(p21)

〔鷹山隠居・天明七年秋月長門守看病〕

其他諸政隆興し天下御美政を称し、御引退之後も御在位中御国政の美御賞 命を被為蒙候
程の御事に候へとも

天明七年江戸長者丸に於て 長門守様御事、御老齡、御重病被為在候付、表向御痛所

御療治の御願にて、実ハ御看病の為に八月中被遊 御出府候処、九月十五日 営中江御召にて御登 營之所 上意之趣、年来国政一段之御賞命畢而、緩々保養致せとの被為蒙 御意、随而、御白書院御縁類におゐて御老中御列座、松平周防守殿御達御書付之趣、当職以来隠居被 仰付迄、国政格別二有之趣達 上聞、一段之儀被 思召、家政之義尚又厚く心添の云々の趣也、終て御紋付御羽織三ツ御拝領之御達有之

「明和・天明の災厄」

明和・天明の間仍に御物入之事共有之、御經濟なを御逼迫に至らせられ候故

明和六年西丸御手伝御普請、安永元年江戸大火、桜田麻布両邸延焼、白銀御長や焼失、天明三年奥羽凶作、隣国に於て往々騒動有之道殫相望流民相踵といふ程にてありしに、御国も秋獲之上二分半の作毛と唱へ、御取箇は皆欠と云位二而、諸金主より御借受、御家中へ石懸、町在へ御用金被 仰付、酒田・新潟両湊にて一万俵余の御買米有之、初ハ御払米也しか、後にハ飢る者男子へ一日三合女子へ式合宛之御手当米被成下、尤此御買米計にて一国の飢民御救ひ可被成下にハ足らぬ事の処、御代の始より飢歳の為

上を始四民備米被 仰付、此数年来の陣粟御蔵ニ充実し又難有も 君慮を傷せられ、御慰事ハ御責馬たにも不被

(p22)

遊して御世話を被為尽候故、御国には餓死流離之者一人も無之、是より御国名も輝き候へし、此凶作翌年十二月廿九日 新御殿、御表、御奥、御舞台、御長や迄不残御焼失也、況此年御元払を差引て御借財の為に五万両余の御不足にて礩と御窮迫、同六年にハ御方々様始御家中へ百石一両掛の出金、町在へ二千八百両御用金被 仰付候へし

〔天明五年江戸・米沢の窮迫〕

四民御惠賑の事に於てハ 君慮に不被為任の御事も被為在、夫か為に御政教の行ハれさる所も有之候、百年來の御窮迫、数年之間に御立行迄には至らぬ事無是非之御時節と可申候、後天明五年当 君上御襲封被遊候処猶々御窮迫之事共にて

江戸、米沢共に礩と御差支之内、先以為御登金無之、江戸表御大法も欠候故、頗に飛脚を以申来れとも埒明す、詰合の勘定頭立岩善右衛門を御差下ニ相成候得共、御国ニ

於て斯と手配りも出兼候処、天明六年十二月中雲州公御代、増上寺火之御役被蒙 仰候処、右御入料御差支、御借財ハ不相弁いかにしても暮の為御登金ハ可相達と待居候処、終晦日迄不相達、誠に御大法の欠候事のミ、尤以諸金主御用聞へも一金の御払方可致様無之躰にて、勘定頭ハ何仕事もなく催促人江申詫計の仕事、その内切角なるハ呉服屋手代御屋敷の御用を量候者御屋敷の算用不片付之不取量を以、店主方叱りに月代を剃る事ならず、長髪にて来り何とそ此いまましき月代を剃て目出度越年致候様にと無余儀の歎なから、一金可相渡様無之、又其頃ハ江戸諸向の役方

(23)

交期の期に至り候へとも、在番中の仕払を極めされハ交替もならず、されハとて詰越もならず、夜中竊に出立するも有之、或ハ千住まで袴にて行、此処にて旅装束し下るも有之候処、後に御用聞とも合点して千住江追懸、是非算用を極めねは下す事ならずといふ、より悪口し、恥しめられたる事なと有しよし、天明六年ハ江戸米騒動有之、いつくともなく賊徒数千人ツ、諸方へ集り、町々の富家へ押込、家を潰し、土蔵を毀

ち、大騒動なれハ、白昼往来の人も稀にて、賊徒横行する程の事にてありしか、御屋敷にて御扶持米御渡可被成下様無之、足輕共など何か強訴を企ると見へ、騒々敷成候得共、御米もなく金もなく、此騒動中いつれ手配りも出来兼、無抛尾州様へ御借米の御無心といふ評にて、御奥御用人藤田半左衛門御頼にて御無心被仰越候処、先年の御借米に今御返弁無之故、終不埒明、夫より土佐様江御無心の方に決し立岩善右衛門右御屋敷へ罷出、御用人江面談致、尔々御当　難に付六百俵御借米相頼候処、何れ重役中江可申達由二而引込、数刻待居候内、懸合の御湯漬とありて御念の入たる御賄、御吸物、御酒等被成下、此上御挨拶ハいかかと案し居候処、御用人出座挨拶之趣ハ、御無心之云々重役中へ申達候所、御縁家無御隱意被　仰入候は大慶之儀、御脇方へ御無心の事承候ハ、氣之毒成へきに能そ此方へ御無心二候、尤若干俵数我々量を以御借仕候様、且是等之事土佐様へ申上候事にも無之、重役共心得迄之儀に候間

(24)

彈正大弼様江も決して御沙汰不及、との挨拶に先安心なから此挨拶の厚になを忝、且

恥入候へし由

〔天明六年金主へ詫び〕

翌六年には諸金主への御返済御詫、御家中へ百石一両掛出金、町在へ御用金被 仰付

於江戸表ハ、三谷三九郎手代共二被 召出、当年ハ御返済難被為成之御詫、且以来御
普請御手伝之時御借受之義、御頼被 仰含、三九郎へ三百五十石御加増被成下、於米
沢は越後渡部万之丞名代嘉六儀右衛門并三輪飛兵衛を御招にて大殿様同断御詫、且御
頼被 仰含、万之丞へ貳百石、儀右衛門江六十石御加増、飛兵衛へ貳拾五人扶持御か
ふち被成下之

〔天明七年金主に永年賦願いなど〕

翌七年諸金主江永年賦御頼之上、御統道組立直し、諸事御省略被仰出

御家年来御借金御高外の御統なるに付、御統道不相立、依之御取箇と諸口御蔵納とを
取合、其高の内より御手伝備三千両、不時備二千両を引除、其残る所を以江戸米沢御
統道を組立有之、因て諸金主へ三十五年賦御頼有之

同年御初入部御供勢御省略被 仰出

大押御供御家老をはじめ御用人役の奥御取次前後の騎馬、物頭役等御省き、数御槍御弓鉄砲をはじめ諸御道具御省き、大抵御先勢を御省き中の御行列と計と申程に被相減、夫故御家中諸士、大沢駒形への御迎勤之者を始面々の供立其分限に不抱、何ほとも面々おもひおもひ可減少よし

(25)

被 仰出偕

邦君の御初入部に候へは、御家中始、遠在の者迄も老を扶け幼を携へ御駕を奉拝迎者野に満巷に溢れ、夥しき事に候へしか、御代々様御入部にハ御供勢も各別附益候御例之所、却て御減少、誠に御躬すほらしき御入部に候故、御國中恐入、且氣の毒にも存候へし

又御着城砌に重役の面々、諸組頭々登 城被 仰付、御書院出御上意を以御窮迫之御云々御節儉之御云々出金被 仰付

三ヶ年の間、百石二両掛之出金被 仰付、倭国の守と奉仰戴の国君初て御国入と云日にハ、何れ四民へ御恵こそ可被為施之処、却て上意を以出金等被 仰付ほとこの事ハ、御窮迫之至りやむ事なきの御執行と可申候

〔天明八年江戸の窮迫〕

翌八年御出府之上一金之御借財も不弁、御大法の欠候のミか、御日用も御窮迫に至らせられ

江戸にて御扶持米可相渡様無之、丸屋次右衛門より御借受、纔三四日之間御扶持米ハ手配候得共、継手無之、諸金主を駆廻り頼といへとも、一金も御借し上致者無之、明日、雲雀御拝領の御沙汰相聞候得共、其御入料も御差支之体、いつれに取量可然歟当惑之旨、御勝手懸りの役筋より窺出候処、無是非義二付、先々御蔵御道具質入にし御当用可相弁と 御下知被 仰出二付、詰合之勘定頭佐藤市右衛門、渡部浅右衛門両人にて御道具之内御腰物御掛もの等取揃、三谷へ行、尔々の御当難を救ひ候為二

(26)

此御品を質物とし御借上金致呉候様頼候へハ、不承引のミか、剩御不埒之次第を悪口する躰なれハ、無是非空しく戻り、米沢江斯々の御窮迫二付為御登金有之様飛脚を以申遣し、翌夜中佐藤、渡部、役所役吉池助五郎を同道罷越、切に頼といへとも不承引、又空しく戻り、その翌日も同様夜中三人揃ひ行て頼候得は、纔か百五拾兩御借上いたし、右返済は何日頃為御登金を以無相違と約し借候所、纔式百兩ならて為御登無之、今日御当用にも足らず、後より前とか又々三谷江違約になりたるよし、今市右衛門か嘶に、其時ハ誠に恥入面目なくもあり腹も立、残念にもあり、又切角笑止にもありと申候、扱此御窮迫二至りてハ知りつつの御無益を取量らハねはならず、御道具之内金銀を鏤めたる御宝物にても御当難を見くびり、地金代ほども借さぬもの二而有しか、只織田信長より御到来と云伝たる式拾五間つつきの猩々緋の織もの珍らしきものなるか、渡部か働にて麻布の堺屋次郎兵衛と云者へ質入に遣し候へハ、二本にて六十兩に預りたりし、是計八品二なき高金二預りて御請返しの無之様にの含と相見へ候よし

「寛政三年の改革」

斯る御逼迫のなれハ、おのつから御政教の挙りかね候事も有之、 両上様深く被為傷、 君慮を執政中及（先臣六郎兵衛）と種々御政談被為在候内（六郎兵衛隠退より被召出中老職被 仰付）、先々此御経済の御基本を可被為立と、寛政三年御大儉被 仰出

是迄之御節儉は毎度年限を以御取_レといへ共、百年の暁りを数年の

(27)

間に御立直しにも至らず、年限の後ハ又元の御難渋に立帰り候事二候へは、此度は永く御基本を立られへく、御高の半七万五千石を以御統道を立候目当にて取量候様被 仰出、先大夫中此難有君慮を体任し、諸事御改革の条条不違枚挙

偕又此度の御節儉、尤以、巨細となく事を略し、費を省かると云共、全体節用愛人と申の御節儉にて、内に御躬廻りを始用を節し費を省れ、外に四民を愛し恵ミ賜ふの為にハ却て許多の費を益させられ、先以国の本を固ふするの御政体にて、農民御撫育を急とせられ農官の能否清濁を黜陟せらる

代官の家柄安部、増子、角等ハ能否任不任の御撰も無之、代々居成被 仰付来候処、此度安部、増子ハ不任、角八年若二付組外御扶持方へ被 召入、且是迄代官職は三扶持方の役に候処、此度班列を進められ諸役頭次席被 仰付、三手組方も其役に任し候者被 仰付、其外代官所属官某々役の格席御進被 仰付

或は古き貢の不納と御借付の通債とを御捨り、新に勸農金の御惠借下り

夫食・夫代農具こやしを始、都て農力を助候筋ハ願にまかせ、賤利年賦の御借付有之或は酷吏苛刻の法を蠲除せられ

十二月に至り、年貢不納の村々へ取立役人出張し、不納の百姓を猥に

(28)

縛とり、一同に裸縛りにし雪の上に坐せしめ、水居風呂へ入、又代官所へ肝煎を揚屋入にし、村方へ催促する様の取立も有之処、此時方寸納は十二月に限らず翌年にても村々米錢の繰合易き月を願ハせ、村々勝手の寸納月を御定有之、或八年具米を上来・平米両御蔵へ納るに役人の前にて計取と云役の者概をとり計り立候所、此概を高くの

し上ケしたゝかに升を打て米をゆり入、其こほれ米をも納めさる故、一俵を納るに壹斗余の余計も無之てハならぬ仕来之處、百姓か自身に概を取りて計り立納る事に改而被 仰出

其他御改革の條々不可挙数、然るに彼他邦諸金主までも余所なから此仁政を仰慕し、いつれ四民御撫育の御為にもと不浅真切之段にもいたり候得は

以前は御当用御問合の為に借て償ひ償て借るの繰合ニ追れ、大金の高利を借り、みすみすの御難渋を増候所、諸金主深切の志より、賤利年賦の御借し上いたし、其内酒田の本間杯殊二不浅志にて八分の賤利に約したる内四分ハ差上候間、何その御備か又ハ御撫育の御為にもと厚き趣意の有之段に至る

漸々御繰合も易に至り、益御恵振も洽く御政教も行ハれ候得は、今天下に富国と称し御美政を慕ひ候よし、尤富国杯とハ其実に叶ハすといへ共、近く天明の末二十年前の御時節に比し候へは、余所の耳目は実さもあるへく

(29)

天明の末迄も御当用の御差支に、諸金主へ諸役筋駆廻るといへとも一金の借受も弁せず、三谷へ役筋三人揃三日行て纔か百金余を悪口ながら借し候程の事に候処、今ハ役筋の一片翰を以数千の御借財も相弁し、其上当世の諸藩金主銀主江之不勘定沙汰の限りにて、上手に借、上手に打こくるといふ唱も有之候処、於御家聊御信義を欠せられず候故、諸国の諸金主いつれか米沢様の御用をと願候よし、既に是まで御出入にも無之金主方縁を求て　御借上いたし度と願候者も御座候、偕先年ハ奉行中始御勝手懸の諸役筋度々の寄合に御繰合の評判有之ものに候へハ、外様にては御寄合と聞ハ何とも御難儀の事とのミ存居候ものの処、近年ハ斯と御当用御差支の無之のミか、臨時之御入料とていつれ御苦惱も無御座、既に近年ハ折重折重の御慶事、文化三年世子御出府、四年御乗出、五年御元服、同年於貞様御出府御婚禮、六年御姫様御出府御婚禮等、纔四年之間斯る重き御慶事の重り候事ハ、是迄於　御家無之程の事、偕其御入料を積候へハ万金に相見へ候所、如何繰合可申と各別の評判にも及ずして取量候事に候得は、今御家中にては御歳元御充実に被為成たるものの様ニ評判致候由

「現在の安泰平穩に甘んじまじき」

前蹟の如く昔の御窮迫御危難に考合候得は、今の安泰平穩なる寔に難有御時節と可申候、是全く

(30)

兩上様御家国衰弊の御時節に被為逢、御艱苦随て先大夫中及諸有司の功力を以此御時節に至り候儀二御座候、然るに貴賤能否となく危難の時に処すれば奮激の志立候故、如何成艱苦にも堪忍て基業を成候者、安穩の日二生れ候者ハ志の立ぬより安佚に流れ易して、纔に父祖の業をも墜すものなりと承り候

俚言に、金持に三代なしと云、又父は苦をする、子ハ樂をする、孫ハ乞食するといふ事の御座候、此諺に意を案ずるに、父の代極貧なれハ家計の為に千辛万苦して稍々富贍になりて家を譲れハ、其子ハさのミ家計の辛苦もなく暮し候へとも、幼きより父の貧苦を見覺たるゆへ、いつれ其業をハ墜さす、生涯をハ安樂に相送り候、偕其安樂の家を生れたる孫ハ幼より彼貧苦といふをしらねハ、自から奢靡を事とし、遊惰安佚に

流れ候より、其極ハ貧乏し、終に一家の活計を失ひ流離乞食の体にもなり果るものと
いふ意にて御座候、尤小家賤夫の家計と大家貴族の国計とハ大小軽重の違ひ有之事な
から、安楽と危難と其処する所によつて志の立と不立とハ人情の然らしむるに於てハ
同じ理に可有御座候

今此安穩の御時節に至り昔の御危難を忘れ候てハ大切也と、拙臣輩心に誓ひ肝に銘じ候と
いへとも、時勢人情の然らしむる漸遠けれハ漸忘れかの遠き宝曆頃五十年前の事ハ今知り
たる者も寡く、近き天明の末二十年前の事さへ忘るるの勢に成行候得は、益彼御基本の綱
紀をはり尽一を

(3 1)

専と申せとも、彼処も此品も漸弛ミ行て、再張かたきの勢に至り候、扨居安思危と有之、
今日の安に安心し昔の危を忘れ、明日の難を思ひ誠めされは又危難に至るものと承り候、
偕其危を思んとすると、身自危難の時節に処し其艱苦を身に徹し骨に銘じ候に無之てハ
思ふの切なるにいたり兼候ものに御座候、乍恐 世子の御事ハ此安穩の御時節に被遊 御

生長候得は、近き天明頃迄の御窮迫をも不被為知見御事に御座候得は、御聰明にハ被為在候なから、彼窮迫の御躬に徹せられ候ほと御事ハ不被為在候へハ、御志の立せられ候処ハ、如何可被為在候哉と、無勿体も聊奉案思の鄙衷の無にしも御座なく候、依之今此安泰の日にむかしかかる御危難の時も有之ものと其概略をも被為知召候は、やかて御政体の御心扣にも被為成間敷にあらずと、御經濟の難易亦御政体の隆汚に係り候事をのミ拾ひ上ケて奉備 電覽候、偕又今日安泰の御時節とハ申上なから、尤以爾今御經濟の嶮難を踰了したるの安にハ無御座、昔の至嶮に比し候へハ、今日数歩を安く歩行と申迄之事に御座候、彼寛政三年の御革政より御教化御惠賑の為の御費用は又年々に陪し、先年に比すれば今日幾陪と申に相成候得共

今春諸組鉄砲四ツ中の者御賞の時、心付候て此御賞の始り候寛政八年にハ何人の御賞にてありしと詮議いたし候へハ、纔四人ならて無御座候処、今年ハ三十四人に御座候、尤是等の御入料ハ知れたる事に御座候得共、彼孝悌百行文武諸芸の御勸賞養老育幼の御手当を始

四民御撫育の為に大小御費用の年々歳々に附益候事ハ不可勝計候

先々いつれか此御政体を墜さす取量候申せとも、世變ハはかるへからず、明日何そや臨時大造の御費用到来も難計候 御手伝御普請也、旱澇凶作也

水難火災也、彼北辺の戌役も先ツ御遁とハ申なから、奥羽大藩は皆追々警備の役を命せられ候処、只御一家のミ御遁の事二候へは此末一朝の變あらは御当り前にていつもいつも油断のならぬ事に御座候

「鷹山が斉定の教育をしたこと」

借其不虞臨時の御備とてハ誠に御手薄き御事二候得は、一朝の變到来すれハ又其数万の御借財の為に却歩して昔の至嶮に立歸り候ハ見へたる事に御座候、借其嶮に迫りたる日にハ逆も彼御教化御惠政の事、上君慮に不被為任、下執政諸有司の量も出かたく、おのつから御政体を墜し候段にも至る儀に御座候、然は、上倉廩御經濟の難易も亦御政体の隆汚 御家国の興衰人民の安危にも係り候事二御座候、抑憚多申上事なから世子御事 公孫御庶孽

に被為在候処 御正統の 儲君に被為立候の御果報のミか、君上御深慮被為在候て御教育の御事ハ大殿様へ御託任被 仰上、寛政六年御七歳にて儲君に被為立候の日より 御隠殿江被為遷候処、御教育の被為尽御慈愛の被為在候は改て奉申上にも不及

御教育御慈愛の御事改て申上候ハ、返而儀々敷様ニ御座候得共、幼稚なる時の事ハ歳を過れハ恍惚に相成候者に御座候へハ、其一二を

(3 3)

挙て申上候

世子に立せられ、御堂御参詣被遊候処、前夜ハ御潔斎にて婦女子の手を御離れ御寝成らせられ候へは、御左右の者終夜奉侍座候様被 仰付へく候所、大殿様御寝之間江御一所に御床褥を設けさせられ、夜半之頃、御自身様御便所まで 御懷抱被為進、御志々を御達進せられ候事まで被為在候へし、扨斯る御事ハ王侯の御身柄にて和漢古今未曾有の事に御座候、又初夏の頃西郊江御野遊ニ被為在候処、鳳台寺前迄ハ御同輿なりしか、野外へ被為出候てハ御手を御提進せられ、夫々御年頃の御遊芸に御慰進せられ、

農耕の忙しき頃なりしか、阡陌蹊間を御徘徊遊はし候へハ、農夫とも鋤を投し田畔に奉拝候へハ、御左右へ命せられ不憚して働かすへしとの仰にて、田畔ニ御立停にて働を御覽せられ、御左右年若なる者へ汝も試に鋤をとり働て見よと被命れハ、各力ありたけ働なれとも暫時に精力の尽て疲れ休ミ居る躰を御覽遊ハし、扨農夫とも早朝よりあの如く働きさほと大儀とも見へねとも、某か平日の丈夫なから馴れぬ業とて其如く疲れたるを見れば、農夫の艱苦ハ思やられたる業なりなと宣ふより、御左右の者と稼穡の艱難を語らせ給ふハ、世子へ百姓の艱苦を御教進せらるるの御為と見へたり、夫より古

(34)

志田村江被為入候処、民家の奇麗なるも有なから、殊貧しき破れ家を撰せられ与風被為入候処、丁壮ハ野に出、七十に余る老嫗一人湯を湧し有しか、驚き恐れ多く狼狽すれハ、何も騒く事なしと仰られ、炉辺藁筵に御膝を屈せられ、婆にけふの暑に渴たり湯を振舞よとの御意ありて、有あふ古ヒ酌の垢染たるを以御手つから湯を酌せられ

被召上、又同しく世子へも御酌被進候へハ、老嫗ハ只感涙の躰也し、偕御渴し遊ハし候へは御茶弁にいつも湯を湧しあれは御好の折可被召上に、此貧家へ被為入、湯を被召上候御事ハ、畢竟世子にて民の貧しき住居を知し召れ、且は如此穢れむさむさ敷湯など被召上候は、王侯の御上にハ御執行にも被為成候との思召にても被為在候半かと奉察候へし、然るに此民家ハ誠に 冥加に叶ひたる事なから、又御罰も怖しと此湯釜とヒ酌と御座の筵とを新なる菰に包ミ梁の上に鈎上置候よし

斯る御慈愛御教育に被遊御成立、未々斯る安穩目出度御家国の御譲を受させられ、両上様御即位の節の如き御艱苦の御事も不被為在して、千乗の邦君と被為成候は御果報の上の御果報と可奉申上候、扱其果報を大に被為報の御所行ハ、如何の御務に可被為在候半か、貴も賤も孝を百行の本といたし候処、王侯尊貴の御上ハ某々左右給事の役役も

(3 5)

備り居ものに御座候へは、士庶卑賤の者の如く温清定省の御勢甘脆肥膿の御養ハ御躬自ら御力を竭させられ候事も不被為在ものの処、王侯の大なる御孝行ハ孔夫子の武王・周公の

達孝を称せられ、夫孝者善繼人之志善述人之事者也と仰られ、やかて御位に即給ひて此御志を繼せられ被 御事業を述させられ、益此治安の本を固ふせられ候事、是則王侯の大なる御達孝にて彼御果報の御報恩また是より大なるハ御座あるましく奉存候、且万民の命懸于世子と御座候処、天資 御聰明に被為在、猶經学の御精研に御国政の大体にも可被遊 御精達、今般為御見習御下国被為成進候御事ハ君上の深き 思召被為 在、大殿様御膝下に朝夕御政体の御教諭をも可被 仰進御事と奉存候得は、(不肖拙臣輩)斯る邇言を奉獻候事徒奉瀆 御聰明而已と幾度も奉恐候得共、舜の聰明も好んで邇言を察し給ふと御座候へは、不觀恐懼奉獻此邇言候鄙衷宜預執達候、誠惶々敬白

文化七年九月

荏戸九郎兵衛拜手稽顙

近藤五郎左衛門 殿